

## 一時保護時の司法審査に係る試行運用結果について

- 18自治体の児童相談所の協力を得て、実際に進行している事案について、「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）」に沿った一時保護状請求までの一連の業務を試行的に実践してもらい、各業務の実対応時間等を計測した結果を報告いただいた。
- **司法審査導入による業務量への影響**については、**なお導入後の状況を見極める必要**があり、**引き続き状況を把握**するとともに、**状況に応じて、児童相談所の体制等必要な対応を検討**する。

	司法審査の手続	想定される業務内容 (一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）より)	1件当たりの 業務時間 (中央値)
1	児童及び親権者等の特定	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 一時保護の対象となる児童を戸籍謄本、住民票その他の公的書類により特定する。</li> <li>✓ 親権者等は戸籍謄本（外国人の場合はそれに代わるものとして親権を有することが確認可能な公的書類）により特定する。</li> </ul>	1時間00分
2	親権者等に対する説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 親権者等に対し、一時保護の理由、目的、一時保護についての今後の見通し、一時保護中の生活、一時保護時の司法審査の手続概要、親権者等が裁判官に意見を伝達し得ること及びその方法等を説明する（※試行運用上は現行法を前提に説明）。</li> </ul>	1時間00分
3	親権者等の同意の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 一時保護を行うことに対する親権者等の同意を原則として書面で行う（※試行運用上は口頭での確認で差し支えないものとする）。</li> </ul>	30分
4	親権者等の意見の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 裁判官に親権者等の意見を伝達するため、当該親権者等の意見を聴取し、適宜の書類にまとめる（親権者等が自ら意見書面の作成を希望する場合は、任意の様式で、児相に提出するよう求める）。</li> </ul>	30分
5	児童の意見又は意向の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 裁判官に児童の意見又は意向（意見等）を伝達するため、児童の置かれている現在の状況、家族の現在の状況、児童の意見等が裁判官に伝達されることなどを説明した上で、一時保護についての児童の意見等とその理由、一時保護に関する希望・不安等を聴取し、適宜の書類にまとめる（児童が自ら意見書面の作成を希望する場合はそれを支援する）。</li> </ul>	42分
6	一時保護状請求書及び総括書面の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 一時保護請求書及び総括書面を様式例に基づいて作成。</li> </ul>	1時間45分
7	裁判官への提供資料の準備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 内閣府令に定める場合の該当性を裏付ける資料、一時保護の必要性を裏付ける資料など、審査資料として裁判官に提供する資料の取得・準備を行う。</li> </ul>	2時間00分
8	一時保護状の請求及び事件記録等の返還	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 一時保護状請求書等の審査書類を請求先裁判所へ提出する。</li> <li>✓ 一時保護状の発付又は請求却下後に請求先裁判所から事件記録の返還を受ける。 (※児童相談所⇄裁判所の移動見込時間等も含む)</li> </ul>	3時間20分
合計業務時間（※）			10時間47分

(※) これまでも行っていた業務もあり、全てが新たに増える業務時間ではないことに留意が必要